

『ケースブック会計学入門 第2版』補遺(2006年1月)

■(1) 2005年から2006年にかけて会計に関する法規・規則が大幅に改定されました。主として商法の改正と資本に関する会計基準の改定が行われました。

■(2) 商法の改正では、会社に関する条文が「**会社法**」として商法から独立しました。したがって、本書においては、以前の商法に言及している個所を除いて、「商法」は「**会社法**」に、「商法施行規則」は「**会社法施行規則**」となります。

■(3) 以下では、主要な変更点を説明します。

47 頁：損益計算書は当期純利益（あるいは当期純損失）までとなり、それ以下の欄は廃止されました。

99 頁：建設利息は廃止されたので、この項目の説明は不要になりました。

139 頁以降：「資本の部」は「**純資産の部**」となり、内容も次のように変更されました。

	株主資本
1	資本金
2	資本剰余金
	(1) 資本準備金
	(2) その他資本剰余金
3	利益剰余金
	(1) 利益準備金
	(2) その他利益剰余金
	任意積立金
	繰越利益剰余金
4	自己株式
	評価・換算差額等
1	その他有価証券評価差額金
2	繰延ヘッジ損益
3	土地再評価差額金
	新株予約権
	純資産合計

141 頁：資本金に組み入れる金額は「最大限……払込価額」となり、最小限の規定はなくなりました。なお、「**払込価額**」は株主から払い込みを受けた金額であり、143 頁の「引受価額」にほぼ該当します。

144 頁以降：「利益の処分」は「剰余金の分配」に統一されました。配当はその他資本剰余金とその他利益剰余金を財源に行うことができ、その他利益剰余金による配当が「利益の処分」に該当します。配当は株主総会や取締役会の決議により何時でも行うことができるようになりました。いわば「中間配当」を何度でも行うことができるのです。

145 頁：仕訳処理としては「未処分利益」に代わって「繰越利益剰余金」が使われると見られます。したがって、146 頁の仕訳で左側の「未処分利益 1,000」は「繰越利益剰余金 475」となり、右側の「繰越利益 525」は削除します。

150 頁：上記の理由から仕訳処理の「繰越利益」は「繰越利益剰余金」となります。また、で指摘したように、「未処分利益計算の区分」は廃止されました。繰越利益剰余金が期中における配当で増減するなど、純資産の部の各項目の金額は期中に増減します。そうした純資産の部の項目の増減を表示する財務諸表として「株主資本等変動計算書」が作成されます。簡単な数値例で示すことにします。

株主資本等変動計算書

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	その他 有価証券 評価 差額金	繰越 ヘッジ 損益	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金					
					任意 積立金	繰越利益 剰余金				
前期末残高	5 0 0	1 0 0	1 0	2 0	2 0 0	5 0	3 0	2 0	5	8 7 5
当期変動額										
新株の発行	5 0	5 0								1 0 0
剰余金の配当						4 0				4 0
当期純利益						6 0				6 0
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）								5	3	2
当期変動額合計	5 0	5 0	-	-	-	2 0	-	5	3	1 1 8
当期末残高	5 5 0	1 5 0	1 0	2 0	2 0 0	7 0	3 0	1 5	8	9 9 3

注：印はマイナスであることを示します。

152 頁：「ケース 8 の問題を考える」では、で説明したように、引受価額の範囲内で取締役会が決めた金額が資本金となり、残る部分が資本準備金となります。したがって、1 株当たり 1,063 円分を資本金にすると決定すれば、資本金と資本準備金の金額は説明のとおりとなります。

173 頁以降：「連結剰余金計算書」に代わって「連結株主資本等変動計算書」が加わります。